

道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第二条の政令で定める道路及び事業） 第一条 略 2 法第二条の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一 自動車への粒子状物質の排出を抑制する装置の装着及び当該装置が装着された自動車の購入に対して助成（自動車の購入に對するものにあつては、当該装置の装着に伴い増加した購入費に係るものに限る。）を行う事業 二 有料道路の料金の自動収受システムの高度化に関する調査を行う事業 三 有料道路の料金の変更による交通量等への影響に関する調査を行う事業 四 道路の地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去の推進に必要な調査及び技術の開発を行う事業 五 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第五項に規定する地籍調査（都市部における道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に必要なものに限る。）の基礎とするため土地の測量を行う事業	（法第二条の政令で定める道路及び事業） 第一条 略 2 法第二条の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一 自動車への粒子状物質の排出を抑制する装置の装着に對して助成を行う事業 二 有料道路の料金の自動収受システムの高度化に関する調査を行う事業